

国交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）活用事業

京都市林業経営安定支援事業 補助金のお知らせ

生産性向上・コスト低減等に資する取組に必要な機器・設備の導入又は施設の整備に対し、補助金が交付されます。

▼事業期間であれば交付申請前の事業も対象となります。

補助対象の事業期間

令和7年3月1日（土）から令和8年2月27日（金）まで

※期間内に契約・納品・支払されたものが対象となります。納期をご確認ください。

申請 期間

▼令和7年4月10日（木）から令和7年5月30日（金）まで

▼窓口、郵送又は電子メールでお申込みください ※午後5時必着

補助率

4 / 5 [上限800万円]

※補助申請の総額が予算の上限に達した場合は、減額となる可能性があります。

補助 対象者

- 市内に在住又は主たる事業所を有し、
造林、保育、素材生産等の林業生産活動を実施する者
- 市内原木市場 ※詳細については裏面をご覧ください。

申請先・問合せ先

京都市産業観光局農林振興室

〈右京区京北地域以外の方〉

林業振興課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

☎ 075-222-3346

✉ ringyosinko@city.kyoto.lg.jp

〈右京区京北地域の方〉

京北・左京山間部農林業振興センター

〒601-0251

京都市右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎

☎ 075-852-1817

✉ keihokunourin@city.kyoto.lg.jp

詳しくはホームページをご覧ください ※申請書等のダウンロードができます

▶ <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000338334.html>

京都市林業経営安定支援事業補助金

検索

裏面もご覧ください▶

対象となる方

▼市内に在住又は主たる事業所を有し、市内の森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を実施する者（森林作業道の開設等土木作業のみに従事している者は除く。）で、次に掲げる者

- ・労確法に基づく認定事業主
- ・森林経営管理法に基づく民間事業者
- ・新たな森林経営担い手支援事業の補助金の交付を受けた事業者
- ・林業生産活動を行う者で組織された事業協同組合
- ・令和5年又は令和6年に税務申告をした林業者

▼市内原木市場

補助対象となる事業

機器・設備の導入又は施設の整備

ただし、補助対象者において下記の取組項目のいずれかを行う事業とする。

【取組項目】

生産量の増加、森林整備面積の増加、生産性の向上、経営コスト縮減

〈対象事業例〉

ア 林業用機械の導入

植林用自動穴掘機 下刈作業車 ドローン グラップル グラップルソー ハーベスタ
プロセッサ フォワーダ スイングヤーダ フェラーバンチャ 搬器 オートチョーカー
集材機 枝打ちロボット 木材運搬用トラック

イ 林業用装具・機器の導入

パワーアシストスーツ ファン又はヒーター付ジャケット デジタルコンパス

G N S S 測量機器 測量ソフト 丸太検収システム 高性能パソコン オートグラインダー

ウ 特に公益性の高い施設における拡張整備

原木市場の土場拡張整備

※一部の機器・設備については基準の設定があります。

対象となる経費

機器・設備の購入に要する経費、施設の拡張整備に要する経費

※10万円以上の機器・設備を導入する場合は、複数業者の価格比較が必要となります。

※対象とならない事業・経費の例

- ・中古品や汎用性の高い機器・設備、チェーンソーや安全装具の導入
- ・既存の機器等の代替として同種・同能力等のものを再度整備するもの（機器・設備の単純更新）
- ・既存の機器・設備の修繕・交換、既存の設備の撤去

※同一機器・設備を複数台導入する場合は理由をお伺いする場合があります。

申請に必要な書類

- ・交付申請書
- ・交付対象者であることを示す書類
- ・見積書
- ・仕様が確認できる資料
- ・（他団体から補助金等の交付を受ける場合）申請資料